

2020年4月22日

株式会社ダイオース
株式会社ダイオース ジャパン

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みについて

新型コロナウイルスの感染拡大および日本政府からの「緊急事態宣言」発令を受け、当社グループでは厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の下、お客様、従業員、ビジネスパートナーならびに地域社会の健康と安全を最優先事項と位置づけ、感染拡大防止に向けた以下の取り組みを行っております。

社会基盤を支える企業のお客様が必要とするサービスをお届けすることが当社グループの責任と考え、これを全うするため引き続き事業を継続してまいります。安心してサービスをご利用いただけるよう、今後も状況の推移を注視しつつ必要な対策を講じ徹底してまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【当社における主な取り組み】

- マスク着用の励行と手洗い・うがい・検温報告を徹底
- 営業・ルート担当者による除菌スプレーの携行と適宜除菌
- 時差出勤やテレワークが可能な従業員については原則実施
- 社内会議および宴席の中止（社内会議はWEB会議もしくは電話会議で実施）
- 従業員に発熱や風邪の症状、あるいは強い倦怠感や息苦しさがみられる場合は自宅待機
- 同居家族に感染が確認された従業員は自宅待機とし、同じ拠点の従業員には毎朝の検温を義務付け、異常が無い場合に限り出勤を許可
- 同居家族に感染が確認された従業員が勤務している事業所は、除菌スプレーを利用して接触箇所の洗浄を徹底
- 従業員への感染が確認された場合は、ただちに所管保健所に報告し、その指導の下、濃厚接触者の特定、行動履歴調査、事業所の一時閉鎖および消毒等の対策を実施

なお、「緊急事態宣言」の発令期間中、当社サービスの一時中断をご希望されるお客様におかれましてはお客様センターで承りますので、お電話かWEBお問合せフォームよりご連絡ください。

株式会社ダイオース ジャパン お客様センター

TEL 0120-023-456（通話料無料）

WEB お問合せフォーム <https://www.daiohs.com/contact/contact-service/>

以上